

大口町緊急通報体制等整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で生活する高齢者等に緊急通報装置を貸与し、設置すること（以下「緊急通報事業」という。）によって、高齢者等の緊急時に迅速な対処ができる体制を整備するとともに高齢者等の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 緊急通報事業の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とし、緊急通報事業の利用の決定及び内容を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 緊急通報事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当し、日常生活を営むのに著しく支障があるものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている障がいの程度が1級又は2級に該当する
単身又は2人世帯の者
- (2) 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者で単身又は2人世帯の者
- (3) 70歳以上の単身高齢者
- (4) 75歳以上の者で構成される高齢者世帯に属する者
- (5) その他特に町長が認めた者

(事業内容)

第4条 町は、緊急通報装置を無償で貸与し、設置するとともに年1回の定期点検を行う。

(申請及び決定)

第5条 第3条に定める者のうち、緊急通報装置の貸与を希望するものは、大口町緊急通報装置貸与申請書（様式第1。以下「申請書」という。）及び承諾書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは速やかに利用の適否を決定し、大口町緊

急通報装置貸与決定（却下）通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項により緊急通報装置の貸与の決定をした場合は、速やかに丹羽消防本部及び緊急通報事業の委託を受けた事業者（以下「委託事業者」という。）に対して大口町緊急通報装置貸与通知書（様式第4）に申請書の写しを添えて通知するものとする。

（辞退）

第6条 緊急通報装置の貸与を受けている者（以下「利用者」という。）が、転出又は死亡等により、装置の利用を必要としなくなったときは、申請者若しくはその代理人は、速やかに大口町緊急通報装置貸与辞退届（様式第5）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の届出があった場合、速やかに丹羽消防本部及び委託事業者に対して大口町緊急通報装置貸与廃止通知書（様式第6。以下「廃止書」という。）により通知するものとする。

（利用者の義務）

第7条 利用者は、緊急通報装置を適切に維持し、使用しなければならない。

- 2 利用者は、緊急通報装置が正常に作動しない場合や、き損又は滅失させたときは、速やかに町長に通知しなければならない。
- 3 利用者は、町が実施する年1回の緊急通報装置の定期点検に立ち会わなければならない。

（利用の取消）

第8条 町長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第5条第2項の貸与決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項により貸与を取り消したときは、装置の貸与を受けている者には大口町緊急通報装置貸与取消通知書（様式第7）により、丹羽消防本部及び委託事業者には廃止書により通知する。

（損害賠償）

第9条 利用者は、緊急通報装置を故意又は重大な過失によってき損又は滅失させ

たときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が、損害を賠償させることが適当でないとするときは、この限りではない。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、緊急通報事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成12年3月31日大口町告示第57号)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の大口町老人日常生活用具給付等事業実施要綱の規定により緊急通報装置の貸与を受けている者は、この要綱の規定により当該貸与を受けている者とみなす。

附 則 (平成17年6月17日大口町告示第80号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月26日大口町告示第38号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第36号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日 大口町告示第99号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日 大口町告示第121号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第53号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

大口町緊急通報装置貸与申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町緊急通報装置の貸与を申請します。

氏 名		生年月日	年 月 日
対象区分	1. 身体障害者手帳1・2級 2. 特定医療費受給者 3. 単身高齢者 4. 75歳以上の高齢者世帯に属する者 5. その他		
緊急連絡先	氏 名		電 話
	住 所		申請者との続柄
主治医	氏 名		医療機関名
既往症			
同居家族	氏 名		続 柄
			生年月日

上記利用者の協力員として協力することを承諾します。

協 力 員	1	氏 名		電 話	
		住 所			申請者との続柄
	2	氏 名		電 話	
		住 所			申請者との続柄
	3	氏 名		電 話	
		住 所			申請者との続柄

意 見	大口町地域包括支援センター 氏 名	印

様式第2（第5条関係）

承 諾 書

大口町緊急通報装置の貸与を受けるにあたり、下記の事項について承諾します。

1. 町職員又は協力員等が訪問した場合は、必要に応じて当該装置を設置する敷地及び住居に立入りを認めること。
2. 町職員又は協力員等が緊急時等に行ったやむを得ない行為により受けた損害については、町又は協力員等にその損害賠償を求めないこと。
3. 町が行う当該装置の定期点検について、申請者は必ず立会いをすること。やむを得ない事由により本人が立会うことができない場合は、代理の者が立会いをすること。
4. 当該装置の貸与により発生した事故については、町の故意又は重大な過失によるものを除き、町にその損害賠償を求めないこと。
5. 申請者の故意又は重大な過失により、当該装置のき損又は滅失等があった場合は、申請者の負担により復旧をすること。

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所
氏名
電話

同意書

私は、大口町に申請しました緊急通報装置貸与申請書に記載された内容について、緊急通報の運営に関して必要がある場合は、民生委員等の関係者に対して提供することに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町緊急通報装置貸与決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、大口町緊急通報装置の貸与を決定（却下）しましたので通知します。

設置予定日は、年 月 日です。

記

（却下理由）

様式第4（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町緊急通報装置貸与通知書

年 月 日付で の大口町緊急通報装置の貸与を
決定しましたので通知します。

設置予定日は、 年 月 日です。

様式第6（第6条、第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町緊急通報装置貸与廃止通知書

年 月 日付で下記の者の大口町緊急通報装置の貸与を廃止しましたので通知します。

記

氏 名		電 話	
住 所			

取り外し予定日は、 年 月 日です。

様式第7（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町緊急通報装置貸与取消通知書

年 月 日付で大口町緊急通報装置の貸与を取り消しましたので通知します。

記

取消理由